

令和2年4月7日

保護者の皆様へ

日向市教育委員会

## 日向市公立小・中学校の再開について（お知らせ）

長期にわたる臨時休業に対してご理解・ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

先日、延岡市で新型コロナウイルス感染者が確認され、多くの保護者の皆様が、本日からの学校再開についてご心配をいただいたのではないかと拝察いたします。

県の医療圏域の区分によりますと、日向市は延岡市の「延岡市・西臼杵郡圏域」とは異なった「日向市・東臼杵郡圏域」にあっており、基準では、日向市は「感染未確認地域」で、「通常どおりの予防対策の徹底を求めるという段階」とされているところです。

したがいまして、日向市では「日向市・東臼杵郡圏域」の市町村教育委員会や、日向市校長会とも協議を重ね、本日から日向市内の小・中学校を再開することとしたところです。

つきましては、今後も関係機関との連携を密にし、細かく情報を収集しながら、学校再開後の感染予防対策を更に徹底いたしますとともに、感染者発生時の対応等を下記のとおりとすることといたしますので、学校の再開について、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 予防対策について

(1) それぞれのご家庭におきましても、毎朝、児童生徒の健康状態の確認（検温等）を行っていただいた上で、通常どおりに登校させてください。

(2) 学校におきましては、隣席との間隔を十分とり、定期的な換気を行うなど、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の重なりを極力避けるよう配慮いたします。

また、手洗いの徹底や酸性電解水による教室内の消毒、給食前の消毒の徹底などにも積極的に努めてまいります。

(3) 市教育委員会や学校では、入学式などにつきましても、感染拡大防止の取組を徹底させた上で、規模を縮小するなどして実施いたします。新入生及び保護者はマスクの着用をお願いし、来賓の参加はPTA会長に限定するとともに、新入生と保護者、一部の在校生のみで時間を短縮して行うこととしています。また規模の大きい学校では、学級ごとに時間をずらして入学式を行うなど、今後の状況を見ながら臨機応変に対応してまいりますので、直前の対応や急な変更を余儀なくされることがあることをご理解ください。

(4) 本日から学校は再開いたしますが、感染が心配で、登校に不安を感じておられる場合などは、遠慮なく学校にご相談ください。登校を控えたいと判断された場合などは欠席扱いとはいたしません。

#### 2 風邪の症状や発熱がある場合の対応

(1) 児童生徒が咳などの風邪の症状や、37.5度ぐらいの発熱がある場合には、登校を控え、自宅で安静にして過ごすとともに、かかりつけ医などの医療機関の受診を行い、症状の早期改善に努めてください。

(2) 児童生徒が登校したあと、咳などの風邪の症状や37.5度ぐらいの発熱が確認された場合は、保護者に連絡をとり、自宅で安静にさせていただくとともに、かかりつけ医などの医療機関の受診を行い、症状の早期改善を図っていただきます。

(3) 発熱等で休んだ時の出席の取扱いは、上記(1)(2)のいずれの場合にも病欠ではなく、出席停止として取り扱います。(指示するまでの期間)

### 3 風邪の症状や発熱が続き、新型コロナウイルス感染が心配される場合の対応

(1) 日常生活の中で、児童生徒が咳などの風邪の症状が継続したり、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、味覚や臭覚の異常を感じたり、37.5度ぐらいの発熱が4日以上続いたりするなど、新型コロナウイルス感染の心配がある場合には、かかりつけ医などの医療機関を受診する前に、日向保健所(0982-52-5101)に直接連絡し、相談を行い、受診や対応等の指示を受けてください。

また、学校に登校する前にこのような症状が見られた場合には、登校を控えた上で、同様の対応をお願いいたします。

(2) 児童生徒が登校したあと、新型コロナウイルス感染が疑われる同様の症状が確認できた場合には、学校から日向保健所(0982-52-5101)に直接連絡し、受診や対応等についての指示を受け、保護者にお知らせいたします。

(3) 出席の取り扱いとしては、上記(1)(2)のいずれの場合にも、病欠ではなく、出席停止として取り扱います。(指示するまでの期間)

### 4 新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

(1) 児童生徒が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合には、その時点で速やかに学校や保健所と協議しながら、状況に応じて、市内の全小中学校を2週間程度の臨時休業とすることを考えます。必要に応じて、全ての教職員も自宅で待機させることを考えるとともに、学校内の消毒などを徹底いたします。

(2) 家族の感染などにより、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校や保健所と協議しながら、状況に応じて、上記(1)と同様の対応を行います。

(3) 教職員が感染した場合には、学校や保健所と協議しながら、状況に応じて、上記(1)と同様の対応を行います。

(4) 日向市内で感染者が確認され、児童生徒や教職員、保護者の方が感染者の濃厚接触者に特定された場合、学校や保健所と協議しながら、状況に応じて、上記(1)と同様の対応を行います。

(5) 出席の取り扱いとしては、上記(1)~(4)いずれの場合にも病欠ではなく、出席停止として取り扱います。(指示するまでの期間)

### 5 その他

(1) 今後、本市での感染が確認された場合には、「感染未確認地域」から「感染確認地域」になりますので、状況によっては学校の臨時休業等を検討することになります。臨機応変な対応を余儀なくされることをご理解ください。

(2) 各学校ごとの今後の学校行事(家庭訪問、授業参観、PTA総会、遠足や修学旅行、職場体験学習や宿泊学習、運動会・体育大会)等につきましては、それぞれの学校からの連絡にしてください。

(3) 発熱や風邪の症状等で欠席や早退、保健室への来室を行った児童生徒が、偏見や差別等を受けることがないように指導します。

(4) その他、不安なことや心配なことにつきましては、遠慮なく各学校や日向市教育委員会(66-1037)にご連絡ください。